

貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 29 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

貸切バス事業は、観光バスとしてのサービスのほか、団体輸送、イベント輸送等の様々なニーズに対応し、近年では、貸切バスを利用した格安の募集型企画旅行や、いわゆるツアーバス、インバウンド観光などの進展等、身近な輸送手段として、その利用者も内外に幅広いものとなっている。

総務省では、貸切バス事業について、「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」を実施し、平成 22 年 9 月に①行政処分の実効性の確保、交替運転者の配置基準の見直しなど貸切バス事業における安全確保対策の徹底、②届出運賃の収受実態の把握、公示運賃の検証・設定、③旅行者に対する指導の徹底などを内容とする勧告をしたところである。

その後、国土交通省において、①行政処分の基準の明確化、交替運転者の配置基準の見直し、②新たな運賃・料金制度の適用、③旅行者・貸切バス事業者間の契約における書面取引の義務化などの措置がなされ、安全確保のための取組が進められているところであるが、近年においても、平成 28 年 1 月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を始め、貸切バスによる重大事故が発生している。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、貸切バスの安全確保対策を推進する観点から、貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 貸切バス事業の現状等	2
(1) 貸切バス事業の現状	2
(2) 調査対象とした貸切バス事業者	4
2 貸切バス事業者に対する監査等の徹底	17
(1) 貸切バス事業者における法令遵守の徹底	17
(2) 地方運輸局等による貸切バス事業者に対する監査の徹底等	63
(3) 利用者への安全情報の開示の推進	93
3 貸切バス事業者の法令遵守に係る旅行業者に対する指導等の徹底	105
(1) 貸切バス事業者の法令遵守に係る旅行業者の関与状況	105
(2) 貸切バス事業者から旅行業者への手数料等の支払状況	121
(3) 指導等に係る関係機関の連携確保	137
4 「ランドオペレーター」への新たな規制の実効性確保	149
(アンケート編)	166

目 次

1 貸切バス事業の現状等

図表 1-①	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）	5
図表 1-②	貸切バス事業の概況	6
図表 1-③	自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）（抜粋）	7
図表 1-④	バスの重大事故発生状況の推移	8
図表 1-⑤	バスの死者数及び重傷者数の推移	9
図表 1-⑥	貸切バスに関する安全等対策検討会報告（平成 19 年 10 月）（抜粋）	10
図表 1-⑦	「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の概要（抜粋）	11
図表 1-⑧	安全性評価の認定を受けた貸切バス事業者数	12
図表 1-⑨	安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	13
図表 1-⑩	調査対象とした貸切バス事業者の数	14
図表 1-⑪	日本バス協会への加入率	15
図表 1-⑫	安全性評価を受けている貸切バス事業者の割合	15
図表 1-⑬	平成 26 年から 28 年までの 3 年間に行政処分を受けた延べ事業者数及び行政処分件数	16
図表 1-⑭	平成 25 年度から 27 年度までの 3 か年度に発生した事故件数	16

2 貸切バス事業者に対する監査等の徹底

(1) 貸切バス事業者における法令遵守の徹底

図表 2-(1)-①	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）	28
図表 2-(1)-②	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抜粋）	28
図表 2-(1)-③	旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号国土交通省自動車局総務課安全対策室長・旅客課長・技術安全部整備課長通知）（抜粋）	30
図表 2-(1)-④	旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 3 項、第 48 条の 4 第 1 項、第 48 条の 5 第 1 項及び第 48 条の 12 第 2 項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成 24 年国土交通省告示第 454 号）（抜粋）	30
図表 2-(1)-⑤	講習実施者一覧	31
図表 2-(1)-⑥	総合的な対策に基づく改正事項	32
図表 2-(1)-⑦	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抜粋）	32
図表 2-(1)-⑧	旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成 24 年国土交通省告示第 769 号）（抜粋）	34

図表 2-(1)-⑨	運転者の労働時間等に係る法令等	35
図表 2-(1)-⑩	交替運転者の配置基準に係る法令等	36
図表 2-(1)-⑪	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）	37
図表 2-(1)-⑫	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 129 号国土交通省自動車局長通知）（抜粋）	38
図表 2-(1)-⑬	各地方運輸局の公示運賃の下限額一覧	39
図表 2-(1)-⑭	要素別原価の調査の概要	40
図表 2-(1)-⑮	一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて（平成 26 年 3 月 31 日付け国自旅第 628 号国土交通省自動車局旅客課長通知）	40
図表 2-(1)-⑯	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抜粋）	43
図表 2-(1)-⑰	運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1676 号）（抜粋）	43
図表 2-(1)-⑱	運行管理者の選任が不適切となっている事例	45
図表 2-(1)-⑲	運行管理者講習を受講すべき期間内に受講していない事例	46
図表 2-(1)-⑳	運送引受書の記載事項ごとの記載漏れ件数	47
図表 2-(1)-㉑	改善基準告示違反の事業者及び運転者一覧	48
図表 2-(1)-㉒	改善基準告示違反がみられた事例のうち超過時間が最大のもの	50
図表 2-(1)-㉓	1 日の最長拘束時間	50
図表 2-(1)-㉔	最長連続運転時間	50
図表 2-(1)-㉕	改善基準告示の基準を満たさない勤務の頻度別のヒヤリ・ハット体験等の有無の分析	51
図表 2-(1)-㉖	契約先からの無理な要求に係るアンケート調査結果	51
図表 2-(1)-㉗	交替運転者の配置が必要な運行において配置していない貸切バス事業者数等	52
図表 2-(1)-㉘	運送引受書等で運送契約の内容が確認できた運行における届出運賃の下限額に対する收受運賃の割合別集計結果	52
図表 2-(1)-㉙	届出運賃の下限額の半分以下の收受運賃となっている事例	53
図表 2-(1)-㉚	下限割れの理由	53
図表 2-(1)-㉛	乗務記録等に基づいて推計した届出運賃の下限額に対する收受運賃の割合別集計結果	54
図表 2-(1)-㉜	乗務記録等に基づいて推計した届出運賃の下限額の半分以下の收受運賃となっている事例	55
図表 2-(1)-㉝	休憩時間を含んだ総走行時間で計算した届出運賃の下限額に対する收受運賃の割合別集計結果	56
図表 2-(1)-㉞	休憩時間を含んだ総走行時間で計算すると下限割れだった可能性がある	

事例	57
図表 2-(1)-㉔ 一般貸切旅客自動車運送事業の運行における到着地等の待機に係る運賃及び料金の取扱いについて（平成 28 年 7 月 1 日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）（抜粋）	58
図表 2-(1)-㉕ 年間契約の内容を運輸局に届け出していない事例	59
図表 2-(1)-㉖ 取引依存度の高い旅行業者との運行における下限割れ事例	59
図表 2-(1)-㉗ 運送引受書等で運送契約の内容が確認できた運行における届出運賃の下限額に対する收受運賃の割合の分布	60
図表 2-(1)-㉘ 平成 25 年度以降の軽油小売価格の推移	60
図表 2-(1)-㉙ 適性診断の実施が遅れていた事例	61
図表 2-(1)-㉚ その他の法令違反事業者数	62
(2) 地方運輸局等による貸切バス事業者に対する監査の徹底等	
図表 2-(2)-① 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抜粋）	70
図表 2-(2)-② 自動車運送事業等監査規則（昭和 30 年運輸省令第 70 号）（抜粋）	70
図表 2-(2)-③ 自動車運送事業の監査方針について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 137 号・国自旅第 217 号・国自貨第 55 号・国自整第 161 号国土交通省自動車局長通知）（抜粋）	71
図表 2-(2)-④ 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	72
図表 2-(2)-⑤ 一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について（平成 28 年 11 月 18 日付け国自安第 155 号・国自旅第 225 号・国自整第 218 号国土交通省自動車局長通知）（抜粋）	72
図表 2-(2)-⑥ 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 28 年 11 月 18 日付け国自安第 157 号・国自旅第 227 号・国自整第 220 号国土交通省自動車局長通知）（抜粋）	73
図表 2-(2)-⑦ 監査総合情報システムの概要	75
図表 2-(2)-⑧ 監査総合情報システムに係る予算額	75
図表 2-(2)-⑨ 自動車運送事業の監査方針について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 137 号・国自旅第 217 号・国自貨第 55 号・国自整第 161 号国土交通省自動車局長通知）（抜粋）	76
図表 2-(2)-⑩ 旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成 14 年 1 月 17 日付け国自総第 423 号・国自旅第 148 号・国自整第 146 号国土交通省自動車交通局総務課安全対策室長・自動車交通局旅客課長・自動車交通局技術安全部整備課長通知）（抜粋）	76
図表 2-(2)-⑪ 監査方針及び新監査方針における新規許可事業者に対する監査に係る規定	77
図表 2-(2)-⑫ 監査規則に定められた事項を記載した監査計画を定めていない事例	78

図表 2-(2)-⑬	行政処分件数及び再監査期間	81
図表 2-(2)-⑭	運輸支局における再監査が遅れた理由	82
図表 2-(2)-⑮	監査対象の選定等における監査総合情報システムの活用状況	83
図表 2-(2)-⑯	監査総合情報システムへの運行管理者講習受講者の情報入力作業等	85
図表 2-(2)-⑰	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について（平成 29 年 3 月 31 日付け国自安第 272 号・国自旅第 425 号国土交通省自動車局安全政策課長・旅客課長通知）（抜粋）	86
図表 2-(2)-⑱	運輸支局における新規許可監査の実施時期の目安	88
図表 2-(2)-⑲	平成 26 年度及び 27 年度における貸切バス事業の新規許可件数及び新規許可監査の実施状況	89
図表 2-(2)-⑳	新規許可監査実施済事業者における運輸開始届出日等から新規許可監査までの日数	90
図表 2-(2)-㉑	新規許可監査を長期間実施していない理由	91
図表 2-(2)-㉒	自動車運送事業の監査方針について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 137 号・国自旅第 217 号・国自貨第 55 号・国自整第 161 号国土交通省自動車局長通知。平成 29 年 6 月 9 日改正）新旧対照表（抜粋）	92
図表 2-(2)-㉓	監査における適正化機関活用の概要	92

(3) 利用者への安全情報の開示の推進

図表 2-(3)-①	自動車運送事業者の行政処分情報検索（国土交通省ホームページ）（抜粋）	96
図表 2-(3)-②	安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	97
図表 2-(3)-③	企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成 17 年 2 月 28 日付け国総旅振第 387 号国土交通省大臣官房総合観光政策審議官通知）（抜粋）	98
図表 2-(3)-④	旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）（抜粋）	98
図表 2-(3)-⑤	一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告書（様式）	99
図表 2-(3)-⑥	安全情報の公表項目	101
図表 2-(3)-⑦	旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 1089 号）	102
図表 2-(3)-⑧	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抜粋）	103
図表 2-(3)-⑨	貸切バスに関する消費者意識調査について（平成 28 年 4 月 20 日消費者庁）（抜粋）	103
図表 2-(3)-⑩	安全情報における運転者の平均勤続年数	104
図表 2-(3)-⑪	国土交通省トップページからの安全情報の閲覧手順	104

3 貸切バス事業者の法令遵守に係る旅行業者に対する指導等の徹底

(1) 貸切バス事業者の法令遵守に係る旅行業者の関与状況

図表 3-(1)-①	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）（抜粋）	110
図表 3-(1)-②	高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成 24 年 6 月 29 日付け観観産第 132 号観光庁長官通知）（抜粋）	111
図表 3-(1)-③	旅行業法施行規則第 10 条第 10 号の規定に基づき観光庁長官が定める旅行業務取扱管理者の職務について（平成 24 年 6 月 29 日付け観観産第 133 号観光庁長官通知）（抜粋）	111
図表 3-(1)-④	道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成 28 年 10 月 31 日付け観観産第 411 号観光庁長官通知）（抜粋）	112
図表 3-(1)-⑤	安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	112
図表 3-(1)-⑥	「旅行業法第 19 条第 1 項に基づく旅行業者の不利益処分の基準について」の一部改正についての概要	112
図表 3-(1)-⑦	旅行業の登録制度の概要	113
図表 3-(1)-⑧	旅行業法施行令（昭和 46 年政令第 338 号）（抜粋）	113
図表 3-(1)-⑨	旅行業者等に対する立入検査実施方針（平成 25 年 3 月 11 日観光庁）（抜粋）	114
図表 3-(1)-⑩	旅行業者に対する集中的な立入検査の結果について（平成 28 年 4 月 11 日観光庁）	114
図表 3-(1)-⑪	運送引受書の記載事項ごとの記載漏れ件数	115
図表 3-(1)-⑫	運送引受書上で公示運賃の下限割れとなっている事例	116
図表 3-(1)-⑬	旅行業協会に加入していない旅行業者が制度を誤って解釈している事例	116
図表 3-(1)-⑭	最も取引が多い契約先別の契約先からの無理な要求の有無（貸切バス事業者に対するアンケート調査結果）	117
図表 3-(1)-⑮	運賃・料金下限割れが立入検査で指摘されていない事例	118
図表 3-(1)-⑯	軽井沢スキーバス事故後の重点検査に関する都道府県担当職員の主な意見	119
図表 3-(1)-⑰	今後の立入検査に関する都道府県担当職員の主な意見	120

(2) 貸切バス事業者から旅行業者への手数料等の支払状況

図表 3-(2)-①	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（抜粋）	127
図表 3-(2)-②	優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成 22 年 11 月 30 日公正取引委員会）（抜粋）	128

図表 3-(2)-③	国土交通省による新運賃・料金制度等に関する調査の概要	129
図表 3-(2)-④	安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	129
図表 3-(2)-⑤	貸切バス事業者における手数料の支払状況	130
図表 3-(2)-⑥	貸切バス事業者が旅行者に支払っている手数料の率	130
図表 3-(2)-⑦	旅行者が貸切バス事業者から受領している手数料の率	130
図表 3-(2)-⑧	貸切バス事業の要素別原価の調査結果（関東運輸局）	131
図表 3-(2)-⑨	高い手数料率を求められた事例	132
図表 3-(2)-⑩	貸切バスの新たな運賃料金制度の Q & A（国土交通省）（抜粋）	132
図表 3-(2)-⑪	手数料を差し引いた運賃・料金の收受状況	133
図表 3-(2)-⑫	安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	133
図表 3-(2)-⑬	国土交通省による通報窓口及び第三者委員会の通報窓口	133
図表 3-(2)-⑭	行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成 6 年 6 月 30 日公正取引委員会。平成 22 年 1 月 1 日改正）（抜粋）	134
図表 3-(2)-⑮	国土交通省の通報窓口に関する主な意見	134
図表 3-(2)-⑯	貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則（案）（平成 28 年 8 月 30 日）（抜粋）	135
図表 3-(2)-⑰	国土交通省による通報窓口及び第三者委員会の通報窓口の実績（平成 28 年 8 月 30 日から 12 月 31 日まで）	135
図表 3-(2)-⑱	「貸切バスの運賃・料金に関する通報窓口のご案内」（国土交通省ホームページ）（抜粋）	136

(3) 指導等に係る関係機関の連携確保

図表 3-(3)-①	地方運輸局から観光庁に対する通知	142
図表 3-(3)-②	「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行者等との関係機関への通知について」の一部改正について（平成 26 年 7 月 1 日付け国自安第 43 号・国自旅第 71 号国土交通省自動車局安全政策課長・旅客課長通知）（抜粋）	142
図表 3-(3)-③	観光庁及び都道府県から国土交通省に対する通報	144
図表 3-(3)-④	旅行者等立入検査（通常検査）実施要領（平成 21 年 1 月 15 日観光庁。平成 21 年 3 月 31 日改正）（抜粋）	145
図表 3-(3)-⑤	旅行者等への立入検査（重点検査）の実施にかかる実施要領等について（補足説明 1）（平成 28 年 1 月 29 日付け観光庁観光産業課事務連絡）（抜粋）	145
図表 3-(3)-⑥	観光庁等からの運賃・料金違反に係る通報の取扱いについて（平成 28 年 6 月 1 日付け国土交通省自動車局安全政策課長・旅客課長事務連絡）（抜粋）	145

図表 3-(3)-⑦ 貸切バス事業者の運賃・料金違反に係る通報の取扱いについて（平成 27 年 5 月 28 日付け国土交通省自動車局安全政策課長・旅客課長事務連絡）（抜粋）	146
図表 3-(3)-⑧ 地方運輸局から観光庁に対する通知実績	146
図表 3-(3)-⑨ 地方運輸局が観光庁に通知した実績がない理由	146
図表 3-(3)-⑩ 地方運輸局から観光庁への通知に対する行政処分の実績	147
図表 3-(3)-⑪ 軽井沢スキーバス事故後の重点検査における地方運輸局（観光部）から国土交通省に対する通報実績	147
図表 3-(3)-⑫ 軽井沢スキーバス事故後の重点検査における都道府県から地方運輸局（観光部）に対する通報実績	148

4 「ランドオペレーター」への新たな規制の実効性確保

図表 4-① 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）	150
図表 4-② 規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）	150
図表 4-③ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。平成 29 年 5 月 26 日改正）（抜粋）	151
図表 4-④ ランドオペレーター規制の概要	152